

外郭団体等における不正資金問題について

第1 不正資金額

1 総額

4,769.8万円

(注) 県の調査額5,019.7万円との差は、(財)岐阜県浄水事業公社において、県に対する報告に、重複のあったことが判明したものを。

2 個別状況

(単位：万円)

団 体 名	捻出年度	捻出金額
(財)岐阜県研究開発財団	H6～8	175
(財)岐阜県国際交流センター	H4～7	44
(社福)岐阜県福祉事業団	H4～10	485
(財)岐阜県産業デザインセンター	H4～9	858.9
(財)岐阜産業会館	H4～12	928.9
(財)ソフトピアジャパン	H6～8	190
(財)岐阜県産業経済振興センター	H4～8	950
(財)花の都ぎふ花と緑の推進センター	H4～8	613
(財)岐阜県浄水事業公社	H4～7	340
(財)岐阜県広報センター(H18.3廃止)	H4～7	75
(財)岐阜県県民ふれあい会館(H18.3廃止)	H5～6	90
東海北陸自動車道建設促進同盟会	H4～7	20
東海環状道路建設促進期成同盟会		

第2 外郭団体等における対応

1 返 還

団体への返還

- ・不正資金を捻出または費消した当時の常勤役員及び管理職を中心に、その返還を求める。
- ・返還時期については、概ね5月末を目途とする。

県への自主返還

総 額

3,420.9万円(県からの補助金等相当分)

(注)利息相当額を含む。

個別状況

(単位:万円)

団 体 名	県への返還金額
(財)岐阜県研究開発財団	188.1
(社福)岐阜県福祉事業団	388.2
(財)岐阜県産業デザインセンター	915.9
(財)ソフトピアジャパン	202.9
(財)岐阜県産業経済振興センター	500
(財)花の都ぎふ花と緑の推進センター	665.1
(財)岐阜県浄水事業公社	376.9
(財)岐阜県広報センター(H18.3解散)	83.5
(財)岐阜県県民ふれあい会館(H18.3解散)	100.3
合 計	3,420.9

2 責任及び処分

- ・不正資金の捻出または費消に関わった当時の常勤役員あるいは管理職に責任はあるが、退職しており、処分することはできない。
- ・現在も団体に在職している者1名については、団体において嚴重注意する。

3 再発防止策

外郭団体等において、以下のような再発防止策を平成19年4月から順次実施。

徹底した情報公開

- ・財務状況のホームページ公開
- ・旅費・会議費の自由閲覧制度の実施
- ・会計書類の保存期間の延長(15年)
- ・監事に民間の会計専門家を選任

意識改革の推進

- ・「財団職員倫理憲章」等の制定
- ・「予算の使い切り」の廃絶と徹底した経費節減
- ・意見具申制度の導入

団体の内部総点検の実施

- ・会計書類のチェック機能の点検
- ・予算執行基準に関する点検
- ・事務事業評価に第三者組織が参画する仕組みづくり
- ・職員提案制度の導入

第3 県としての今後の対応

1 各団体に対する指導

- ・前記「第2 外郭団体等における対応」において行うこととした返還及び再発防止策の着実な実施を指導する。
- ・不正資金がなかった団体についても、再発防止策の早急な実施を要請する。

2 県の指導監督の強化及び適正化

今回の事案に鑑み、下記のとおり全ての外郭団体等に対する指導監督の強化及び適正化を図る。

所管課に対する注意及び指示

- ・現在まで外郭団体の不正資金を明らかに出来なかったことについて注意するとともに、今後の指導監督の徹底を指示する。また、当時の所管課長以上の職員に対しても、その趣旨を徹底する。

公益法人検査の厳格な実施

- ・原則として3年に1回実施している公益法人検査について、当分の間、毎年実施。
- ・会計書類等の通常の検査だけでなく現物実査を行うなど、事実確認を重視した検査を実施。

監査の強化・充実

- ・監査における外部の視点を導入するため、予備監査業務について監査法人への委託を実施。

情報公開の徹底

- ・外郭団体等の経理の透明化を図るため、団体自らHP等を活用して財務等に関する情報を積極的に公開するよう指導。

県関与の一層の見直し

- ・外郭団体等の自主性、自立性を高めるため、県の人的関与を縮減。
- ・県の補助事業、委託事業について徹底的な見直しを実施。